

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して令和3年度分の1年に限り固定資産税の減免を行います

■中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じ、『ゼロまたは1/2』とします。

■減免対象

事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税（取得額または評価額の1.4%）

■軽減率

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期減少比率

- ・50%以上減少の場合 → 全額
- ・30%以上50%未満の場合 → 2分の1

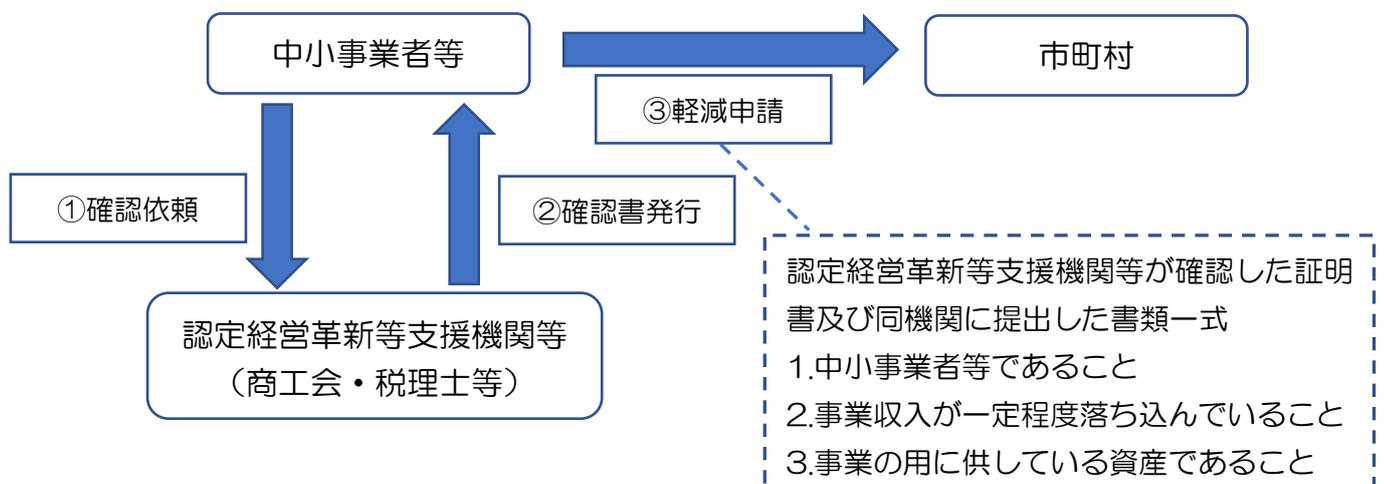
【中小事業者等とは】

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金又は出資を有しない法人の場合、従業員1,000人以下の法人
- 従業員1,000人以下の個人

※ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

1. 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます）から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

【申請の流れ】 ※2021年1月から1月31日まで申請受付期間



※詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。

詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。
 利尻富士町役場会計課税務こくほ係
 【電話】0163-82-1111（代表）